

定例記者発表次第

日時／令和2年11月16日（月）
10時30分～
会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

- (1) 令和2年度インフルエンザワクチン予防接種の実績について（健康増進課）
- (2) テイクアウトクーポン券（第4弾）発行事業について（商工観光課）

3 資料提供

- (1) JT引き込み線跡地利活用についてのサウンディング型市場調査の実施について（総合政策課）
- (2) 矢板市職員採用試験の実施について（2次募集）（総務課）
- (3) 矢板市内観光体験半額キャンペーンの制度拡充について（商工観光課）
- (4) 矢板市体育施設のネーミングライツパートナーの募集について（スポーツ推進班）

4 質疑応答

5 その他

6 閉会



記者発表予定 12月11日（金）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和2年11月16日（月）発表

件名	令和2年度インフルエンザワクチン予防接種の実績について																																																					
<p>令和2年度の矢板市におけるインフルエンザワクチン予防接種の実績について発表します。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐことを目的とし、インフルエンザワクチンをより多くの方に接種していただくため、令和2年度はインフルエンザワクチン接種への助成を拡大し、18歳以下の子どもは1回につき1,000円を助成し2,000円分の子育て応援券を送付、また19歳から64歳までの成人については2,000円を助成、65歳以上の高齢者については、自己負担の1,000円分以外を助成し、2,000円分の道の駅やいた商品券を送付する内容で実施しています。</p> <p>2 令和2年度の矢板市におけるインフルエンザワクチンの接種状況（10月末時点）</p> <p>①子ども</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>10月末接種者数</th> <th>接種率</th> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,561人</td> <td>1,328人</td> <td>29.1%</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th>令和元年度対象者数</th> <th>10月末接種者数</th> <th>接種率</th> <th>令和元年度接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> <tr> <td>4,735人</td> <td>250人</td> <td>5.3%</td> <td>2,097人</td> <td>44.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②高齢者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>10月末接種者数</th> <th>接種率</th> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,208人</td> <td>3,966人</td> <td>38.9%</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th>令和元年度対象者数</th> <th>10月末接種者数</th> <th>接種率</th> <th>令和元年度接種者数</th> <th>接種率</th> </tr> <tr> <td>9,742人</td> <td>994人</td> <td>10.2%</td> <td>5,214人</td> <td>53.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③成人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度対象者数</th> <th>10月末接種者数</th> <th>接種率</th> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,990人</td> <td>1,674人</td> <td>9.9%</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供資料の有無：<input type="checkbox"/>無</p>					令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率			4,561人	1,328人	29.1%			令和元年度対象者数	10月末接種者数	接種率	令和元年度接種者数	接種率	4,735人	250人	5.3%	2,097人	44.3%	令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率			10,208人	3,966人	38.9%			令和元年度対象者数	10月末接種者数	接種率	令和元年度接種者数	接種率	9,742人	994人	10.2%	5,214人	53.5%	令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率			16,990人	1,674人	9.9%		
令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率																																																				
4,561人	1,328人	29.1%																																																				
令和元年度対象者数	10月末接種者数	接種率	令和元年度接種者数	接種率																																																		
4,735人	250人	5.3%	2,097人	44.3%																																																		
令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率																																																				
10,208人	3,966人	38.9%																																																				
令和元年度対象者数	10月末接種者数	接種率	令和元年度接種者数	接種率																																																		
9,742人	994人	10.2%	5,214人	53.5%																																																		
令和2年度対象者数	10月末接種者数	接種率																																																				
16,990人	1,674人	9.9%																																																				
担当課・グループ	健康増進課 健康増進担当																																																					
担当者名	相馬香織・中村哲也																																																					
電話番号	0287-43-1118	内線電話番号	351																																																			

記者発表資料

令和2年11月16日（月）発表・提供

件名	テイクアウトクーポン券（第4弾）発行事業について		
(説明文)			
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い来店客数の減少による経営状況の悪化が懸念される飲食業への経済的支援を目的として、矢板市及び矢板市商工会が協働でテイクアウトクーポン券事業を第1弾から第3弾まで実施しましたが、今だ収束が見られず市内飲食店では、年末年始の忘年会新年会シーズンにおいても、宴会を控えるところが見受けられ、さらなる経営の悪化が心配されます。そのことを防止するためにも、好評であったテイクアウトクーポン券発行事業を下記のとおり実施することとします。</p>			
記			
1 クーポン券発行事業			
【第4弾】 「やいたの“食”をめしあがれ」クーポン券			
12月1日～1月15日実施 ※2,000円分（200円券×10枚）、店内飲食可			
2 割引クーポンの発行			
令和2年12月1日号の「広報やいた」の配布に合わせて、チラシ（割引クーポン200円×10枚付）1枚を、行政区加入世帯に配布します。			
3 参加店舗の周知			
チラシの裏面に周知するほか、市ホームページ内に特設サイトを設けます。			
4 実施日時			
令和2年12月1日から令和3年1月15日まで			
※提供資料の有無：有（別添のとおり）・ <input type="checkbox"/> 無			
担当課・グループ	商工観光課		
担当者名	小野崎賢一		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	420,421,422

記者発表資料

令和 2 年 11 月 16 日（月）発表・提供

件 名	JT 引き込み線跡地利活用についてのサウンディング型市場調査の実施について		
<p>(説明文) JT 跡地については、交流人口の拡大や、市民の健康づくり高齢者の生きがいがづくりの場、また、防災の拠点としての整備を目的として「とちぎフットボールセンター」を誘致し、民間活力を活かし昨年 4 月より開所されましたが、引き込み線跡地については、未利用地となっております。</p> <p>引き込み線跡地を利活用する事業者の公募に向け、民間事業者からの幅広い意見や提案を求めるサウンディング型市場調査を実施し、アイデアを募集要項の参考とします。</p> <p>1 対象 事業実施に関心のある法人又は法人のグループ等 ※個人は除く</p> <p>2 日時 【申込】令和 2 年 11 月 16 日（月）～令和 2 年 12 月 7 日（月） 【対話】令和 2 年 12 月 9 日（水）～令和 2 年 12 月 18 日（金）（1 時間程度）</p> <p>3 内容 直接対話（感染症対策のため、ご希望により、書面参加や WEB 会議システムによる対話も可能）</p> <p>4 実施場所 矢板市役所</p> <p>5 申し込み方法 市 HP に掲載している実施要領のエントリーシートに必要事項を記入し、メールにてお申し込みください。</p> <p>6 申し込み先 矢板市役所総合政策部総合政策課政策企画担当 E-mail : seisaku@city.yaita.tochigi.jp</p>			
担当課・担当名	総合政策課政策企画担当		
担当者名	谷中 博和		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	222

JT 引き込み線跡地利活用についてのサウンディング型市場調査実施要領

JT 跡地については、交流人口の拡大や、市民の健康づくり高齢者の生きがいがづくりの場、また、防災の拠点としての整備を目的として「とちぎフットボールセンター」を誘致し、「民設民営」によるフットボールセンターの整備・運営を行う事業計画の提案を受け、民間活力を活かし昨年4月より開所されております。

しかし、引き込み線跡地については、未利用地となっております。

今回は、引き込み線跡地を利活用する事業者の公募に向け、民間事業者からの幅広い意見や提案を求めるサウンディング型市場調査を実施します。利活用のアイデア等は、今後、策定を予定している募集要項の参考とします。

◎プロセス

令和2年度（サウンディング型市場調査）

対話（利活用アイデア・条件等） → 公募条件検討・決定 → 公募 → 選定

- ・対話では、利活用のアイデア及び公募の条件等の意見を伺います。
- ・伺ったアイデア及び条件を参考に公募条件を決定します。
- ・公募条件に基づく事業提案を求めます。

◎対話の方法

【日 時】令和2年12月9日（水）～令和2年12月18日（金）（1時間程度）

【場 所】矢板市役所内 ※日時連絡の際に、具体的な会場をご案内します。

【対象者】事業実施に関心のある法人又は法人のグループ等 ※個人は除く

【方 法】直接対話

※マスク着用や参加人数の制限等、感染防止対策にご協力願います。

※ご希望により、書面参加やWEB会議システムによる対話も可能です。

◎対話参加の申込

別紙エントリーシートに必要事項を記入し、下記申込期間中にメールにてお申し込みください。

【申込期間】令和2年11月16日（月）～令和2年12月7日（月）

【申 込 先】矢板市役所総合政策部総合政策課政策企画担当

E-mail：seisaku@city.yaita.tochigi.jp

【留意事項】①対話希望日時を3つ以上選択の上、希望順位もご記入ください。申込みいただき次第、順次日時等をご連絡します。

②書面参加希望の場合でもエントリーシートをご提出ください。なお、提案シートの提出期限は令和2年12月7日（月）です。

③WEB会議システムご希望の場合は、日時等は別途相談の上、決定します。また、事前に接続試験を行いますので、お早めにお申し込みください。

1 JT引き込み線跡地の概要

所在地	矢板市末広町 31 番、561 番 8、1105 番 2、1117 番 4
面積等	合計 4,798.21 m ²
用途地域	準工業地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域
建ぺい率	60%
管理形態	市直営管理
特記事項	隣接区域は区画整理事業実施区域
位置図	別添のとおり
その他	

2 アイデアをご提案いただくにあたっての条件

(1) 用地全体を利活用してください。

利活用面積は 4,798.21 m²で区域は平面図のとおりです。

(2) とちぎフットボールセンターとの連携を行ってください。

利活用は、市民の健康づくり高齢者の生きがいづくりの場、また、防災の拠点としての整備を目的にとちぎフットボールセンターを誘致したため、連携を図れるご提案をお願いします。

3 対話の場で何う内容

※ご提案・ご意見のない項目があっても構いません。

※対話の場合は説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合はご用意ください。

(1) 利活用のコンセプト

(2) 利活用の方法

(3) フットボールセンター及び文化体育施設 (R6 供用開始予定) との連携

(4) 事業期間の想定

(5) 市民の健康づくり高齢者の生きがいづくりの場、防災の拠点としての利活用

(6) 利活用にあたっての市への要望

4 留意事項

・対話参加の扱い 対話への参加実績は、公募における評価の対象にはなりません。

・対話内容の扱い 対話でお伺いした内容は、公募条件の参考とさせていただきます。

・対話に要する費用 対話に要する費用は、参加事業者の負担とします。

・対話結果の公表 対話内容を簡潔化し、結果概要をHP等で公表します。(事業者名は公表しません)

・参加資格

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団である者、又は役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者である者
- ⑥ 直近 2 年間に、法人税、法人事業税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税の滞納がある者

5 お問い合わせ先

矢板市総合政策部総合政策課政策企画担当

所在地：矢板市本町 5 番 4 号

電話番号：0287-43-1112

E-mail：seisaku@city.yaita.tochigi.jp

【位置図】



【現地写真】



記者発表資料

令和2年11月16日（月）発表 **提供**

件名	矢板市職員採用試験の実施について（2次募集）		
(説明文)			
令和3年4月1日に採用する職員採用試験の内容については、次のとおりです。			
1 区分及び定員			
・ 一般事務（就職氷河期世代対象・行政）		1人程度	
・ 一般事務（就職氷河期世代対象・建築土木）		1人程度	
・ 一般事務（障がいのある者）		1人程度	
2 内容			
別添のとおり			
3 実施日時・実施場所			
・ 1次採用試験 書類選考			
・ 2次採用試験		令和2年12月13日（日）	矢板公民館
		令和2年12月24日（木）	矢板市役所
4 申込方法			
別添のとおり			
5 申込先			
矢板市総務部総務課人事担当			
6 申込期間			
令和2年11月16日（月）～11月24日（火）			
※提供資料の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有（別添のとおり）・無			
担当部・課・グループ	総務課人事担当		
担当者名	星宮良行		
電話番号	0287-43-1113（直通）	内線電話番号	223

矢板市職員採用（令和3年4月1日採用）

① 受付期限／11月16日（月）から11月24日（火）必着

② 採用区分及び人数／

区分及び人数	受験資格
一般事務 (就職氷河期世代対象)	○高等学校卒業程度の学力を有する者（D・E共通）
D 行政 1人程度	○昭和41年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた者
E 建築土木 1人程度	○昭和41年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた者 ○学校教育法による高等学校以上の学校において建築又は土木に関する課程を修めた者又は修める見込みの者、または、矢板市がこれらの方と同等の資格を有すると認める者
一般事務	○高等学校卒業程度の学力を有する者
F 障がいのある方 1人程度	○昭和60年4月2日～平成15年4月1日に生まれた者 ○障害者手帳等の交付を受けている者 障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書及び精神障害者保健福祉手帳です。交付申請中の場合には受験できません。 ○活字印刷（文字の大きさは10ポイント程度（この頁の文字の大きさ））による出題に対応できる者（福祉機器の使用により対応ができる者を含む） ○聴覚機能障害者については、補そう具等の使用により通常の電話や窓口の応対に対応できる者 ※受験上の配慮が必要な場合には、必ず申込受付時に相談してください。 申込受付後の申し出には対応できない場合があります。

③ 第1次試験：書類選考試験

第2次試験：12月13日（日）・矢板公民館

12月24日（木）・矢板市役所

④ 周知方法／

市ホームページ及び、総務課（市役所本館2階）・市民課（市役所本館1階）・各公民館（矢板・泉・片岡）に採用試験案内を配備

記者発表資料

令和 2 年 11 月 16 日（月）発表・提供

件 名	矢板市内観光体験半額キャンペーンの制度拡充について		
(説明文)			
1 事業概要	<p>市民の豊かな余暇の過ごし方を創出するとともに、市内への観光客の誘客及び市内滞在時間の拡大を図るため、市内の体験型観光の利用に要する経費の一部に対し、補助金を交付する。また、参加者は実際に利用した経験をレビューし全国に発信する。</p>		
2 目的	<p>新型コロナウイルス感染症により我慢を強いられた子ども及び保護者を対象に、市内で様々な体験ができる場を創出し市民自らが自分の住む地域の魅力を再発見し全国に発信することにより、市外からの誘客を促進する事を目的として事業を実施している。</p> <p>今後は、with コロナにおける本市の新たな観光戦略として「マイクロツーリズム」を推進するため、対象を栃木県民へ拡充し事業の定着を図る。</p>		
3 対象者	全ての栃木県民（従来は市内在住の高校生までの子ども及び保護者）		
4 補助額	<p>市内観光体験サービスの利用に際し、1人当たり利用料の1/2を補助する。</p> <p>(100円未満切捨て、補助上限額2,000円)</p> <p>サービス利用者は補助額を除いた利用料を支払い、市がサービス提供者へ補助額を支払う。</p>		
5 事業期間（制度拡充後の期間）	令和2年11月16日から令和3年2月末まで		
6 周知方法	市ホームページ及び市内各施設等へのチラシ配布		
担当課・担当名	商工観光課 観光スポーツツーリズム担当		
担当者名	斎藤 厚夫		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	423

記者発表資料

令和2年11月16日(月)発表(提供)

件名	矢板市体育施設のネーミングライツパートナーの募集について		
(説明文(趣旨))			
<p>矢板市が所有する体育施設の安定した管理・運営のための財源確保と官民連携による相互の活性化を図るため、市有体育施設に愛称を付ける権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する企業又は団体を募集します。</p>			
1 対象施設			
<p>矢板運動公園体育施設(陸上競技場、サッカー場、テニスコート、相撲場、多目的グラウンド、野球場、プール)及び矢板市農業者トレーニングセンターとします。</p>			
<p>矢板運動公園体育施設については、施設ごとの応募又は全施設一括での応募、どちらも許可することとします。</p>			
2 ネーミングライツ料			
<p>ネーミングライツ料は、1施設年30万円以上とします。</p>			
<p>矢板運動公園体育施設を一括で応募する場合は、全7施設のネーミングライツ料の合計額を下回る額の提案も可能とします。</p>			
3 内容			
<p>令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)</p>			
4 募集期間			
<p>令和2年11月16日(月)～令和2年12月15日(火)</p>			
5 応募方法			
<p>申込書に必要書類を添えて、市生涯学習課スポーツ推進班に提出する(詳細は、募集要項による。)</p>			
担当課・担当名	生涯学習課スポーツ推進班		
担当者名	星 哲 也		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	471

矢板市体育施設に関するネーミングライツ事業募集要項

1 趣旨

矢板市が所有する体育施設の安定した管理・運営のための財源確保と官民連携による相互の活性化を図るため、市有体育施設に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」）を取得する企業又は団体（以下「企業等」）を募集します。

2 対象施設

次の施設について、ネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツ契約によりネーミングライツを付与された企業等）を募集します。施設の概要は、別紙「矢板市体育施設に関するネーミングライツ事業の施設の概要」のとおりです。

番号	施設名	所在地
1	矢板運動公園	矢板市幸岡 1 9 5 5
	①陸上競技場	
	②サッカー場	
	③テニスコート	
	④相撲場	
	⑤多目的グラウンド	
	⑥野球場	
⑦プール		
2	矢板市農業者トレーニングセンター	矢板市片岡 1 1 4 3 - 1

※ 1については、①～⑦の個別ごとの応募又は全施設一括での応募、どちらも可能とします。

3 愛称の付与

(1) 施設名に、企業等の名称、製品名、事業名等を入れた愛称を付与することができます。ただし、条例で定める施設の正式名称は変更いたしません。また、必要に応じ、正式名称を併記する場合があります。

(例) ○○スタジアム（矢板運動公園陸上競技場）

(2) 市民に親しまれ、利用者に理解しやすい愛称としてください。次のような愛称を付けることはできません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

- ④ 政治性又は宗教性のおそれがあるもの
 - ⑤ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
 - ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑦ その他、公の施設の愛称として適当でないと認められるもの
- (3) 施設利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間中の名称変更はできません。

4 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、1施設年30万円以上とします。

矢板運動公園については、全施設を応募した際のネーミングライツ料を算定すると年額210万円（30万円×7施設）以上となりますが、全施設を一括で応募する場合は、年額210万円以上を原則としながらそれを下回る額の提案も受け付けることとします

5 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

6 看板の設置等

ネーミングライツ・パートナーは、施設及び敷地内に案内表示及び看板等（以下「看板等」）を設置することができます（既設看板等の変更を含む。）。看板等の設置及び撤去に係る費用は、事業者の負担となります。

看板等の設置にあたっては、法令等の基準に従うとともに、設置場所や設置数等については、市と協議するものとします。

なお、企業ロゴに限り、愛称と一緒に看板等に表示することができます。

7 愛称の積極的活用によるPR

市は、愛称が決定したときは、記者発表、広報誌及びホームページで愛称を発表し、以後、広報誌、ホームページ、イベント等においても愛称を活用し、普及を図ります。

ネーミングライツ・パートナーは、愛称や施設写真を広告等に用いることができます。また、市と協議の上、施設において事業者のポスターの提出や販売促進活動等を行うことが可能です。

8 応募手続

(1) 応募資格

市内だけでなく市外の企業等も応募できます。ただし、次のいずれかに該当する企業等は、応募できません。

- ① 法令等に違反している企業等
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加が認められていない企業等
- ③ 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない企業等
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業等
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続をしている企業等
- ⑥ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行う企業等及び当該営業に類する営業を行う企業等
- ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑧ ギャンブルに関する企業等（ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものは除く。）
- ⑨ 法令等の定めのない医療類似行為を行う企業等
- ⑩ 政治性又は宗教性のある事業を行う企業等
- ⑪ 矢板市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する密接関係者が経営に実質的に関与している企業等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている企業等及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している企業等
- ⑫ ネーミングライツ事業を実施する時点の施設の指定管理者の事業目的と競合する企業等
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある企業等
- ⑭ その他ネーミングライツ事業者としてふさわしくないと市長が認める企業等

(2) 応募方法

「ネーミングライツ事業申込書」に必用事項を記載の上、必要書類を添付して、直接又は郵送（一般書留、簡易書留及び配達記録郵便等）により、「12 問い合わせ先」記載の担当までご提出ください。

(3) 募集期間

令和2年11月16日（月）～令和2年12月15日（火）

※直接提出の場合は、土日、祝日の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は12月15日必着。

(4) 必要書類

- ① 矢板市ネーミングライツ事業申込書（様式1）
- ② 矢板市ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（様式2）
- ③ 暴力団との関係についての誓約書兼同意書（様式3）
- ④ 企業等の概要を記載した書類（任意様式）
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑥ 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ⑦ 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（法人の場合に限る。）
- ⑧ 直近1事業年度分の納税に関する証明書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(5) 質問

不明な点がある場合は、「12 問い合わせ先」までお問い合わせください。

質問以外の応募者にも周知すべき質問を受けた場合は、市のホームページに回答を掲載しますので、適宜確認してください。

(6) その他

- ① 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出された申込書類等は返却しません。
- ③ 申込書類等は、本事業の選定以外に使用しません。ただし、矢板市情報公開条例に基づき、提出書類の一部又は全部を公開する場合があります。

9 ネーミングライツ・パートナー候補者の選定方法

審査会において、下記の審査基準に基づき総合的に評価を行い、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。応募者が1者の場合も、審査会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、当該応募者を

候補者として選定します。

【審査基準】

審査項目	審査ポイント	配点
1 愛称（案）	・市民にとって親しみやすいか。分かりやすいか。 ・施設の設置目的やイメージを踏まえた愛称となっているか。	20点
2 ネーミング ライセンス料	・提案金額の妥当性	40点
3 経営の安定性	・財務状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライセンス料の支払い能力	20点
4 応募の動機	・地域貢献の理念、実績、今後の取組み	20点
合 計		100点

10 ネーミングライセンス・パートナーの決定及び公表

- (1) ネーミングライセンス・パートナーとの契約内容等の交渉を行った上でネーミングライセンス・パートナー（契約相手方）として決定し、市と契約を締結します。
- (2) ネーミングライセンス・パートナーが決定した際には、応募者に文書で採用の可否を通知するとともに、ホームページ等で発表します（候補者の発表等途中経過については公表いたしません。）。また、応募状況及び提案の内容については公表しないものとします。

11 その他

ネーミングライセンス・パートナーが契約期間中に社会的信用を著しく失墜するなど、市有施設のイメージが損なわれる恐れがある場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

12 問い合わせ先

〒329-2165

栃木県矢板市矢板106番地2

矢板市教育委員会事務局生涯学習課スポーツ推進班

電 話 0287-43-6218

ファックス 0287-43-4436

電子メール sports@city.yaita.tochigi.jp

(様式1)

年 月 日

矢板市長 様

所在地
申込者 法人名
代表者氏名



矢板市ネーミングライツ事業申込書

矢板市ネーミングライツ事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

応募施設名	
愛称案	
愛称の理由	
ネーミングライツ料 (提案金額)	1年間当たり _____ 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
提案契約期間	年 月 日から 年 月 日まで 年間
応募の動機	

法人名		
業 種		
業務内容		
連絡先	担当部署	
	役職・担当者氏名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

(様式2)

年 月 日

矢板市長 様

所在地
申込者 法人名
代表者氏名 ⑩

矢板市ネーミングライツ事業申込に係る誓約書

矢板市ネーミングライツ事業の申込みを行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。

記

- 1 矢板市ネーミングライツ事業実施要綱第8条に規定する団体等に該当しません。
- 2 事業及び法人運営について、法令に違反する事実はありません。
- 3 矢板市ネーミングライツ事業実施要綱を遵守いたします。

(様式3)

年 月 日

矢板市長 様

法人名
代表者氏名

㊟

暴力団との関係についての誓約書兼同意書

矢板市ネーミングライツ事業申込書の提出に際し、当法人及び下記に記載した当法人の役員等(以下「当法人等」という。)について、矢板市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する密接関係者に該当しないことを誓約します。また、市長が必要と認めるときは、当法人等に関して暴力団、暴力団員等又は密接関係者に該当するかどうかについて栃木県警察本部に照会することに同意します。

なお、役員等の中から栃木県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは優先交渉者の取消し又はネーミングライツ事業契約の解除若しくは取消しをされても異議を申し立てません。

記

応募施設名					
法人名					
所在地					
代表者 役員等	役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	現住所
備考					

※常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。

※役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

(別紙1)

矢板市体育施設に関するネーミングライツ事業の施設の概要

1 矢板運動公園

① 陸上競技場

所在地：矢板市幸岡1955

建物：昭和53年建 鉄筋コンクリート(観客席等)

施設構成：トラック(シンダー舗装)1周400m、直走路140m×8コース、
フィールド(天然芝)サッカーコート(成人用1面分、少年用2面分)
観客席(一部13段)、本部席、男女別トイレ(2)、更衣室、倉庫

開館時間：午前8時～午後5時(12月29日～1月3日は休館)

利用状況：令和元年度(平成31年度)年間利用者数 10,667人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

ネーミングライツ料(税込年額)：30万円以上

その他：令和4年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
のサッカー(少年女子)の会場です。国民体育大会の会場として、全
国的に愛称の浸透が期待できます。

現在、大規模改修の実施中で令和3年3月の完成を予定しています。

令和3年には国体のリハーサル大会を、令和4年には国体の本大会
を開催しますので、一般の利用が制限される可能性があります。

② サッカー場

所在地：矢板市幸岡1955

建物：昭和53年建 鉄筋コンクリート(トイレ)

施設構成：サッカー場(天然芝)サッカーコート(成人用1面分、少年用2面分)
観客席(芝スタンド)、男女別トイレ、倉庫

開館時間：午前8時～午後5時(12月29日～1月3日は休館)

利用状況：令和元年度(平成31年度)年間利用者数 3,605人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)

ネーミングライツ料(税込年額)：30万円以上

その他：令和4年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」
のサッカー(少年女子)の会場です。国民体育大会の会場として、全
国的に愛称の浸透が期待できます。

令和元年度に大規模改修(芝の張替え等)を実施しました。

令和3年には国体のリハーサル大会を、令和4年には国体の本大会
を開催しますので、一般の利用が制限される可能性があります。

③ テニスコート

所在地：矢板市幸岡1955

建物：平成元年建 鉄筋コンクリート（管理棟）

施設構成：オムニコート6面（内夜間照明付4面）、
管理棟（事務室、男女別トイレ、更衣室）

開館時間：午前9時～午後9時（12月29日～1月3日は休館）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 14,865人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

④ 相撲場

所在地：矢板市幸岡1955

建物：平成4年建 鉄骨

施設構成：土俵1面、更衣室、観覧所、シャワー室、トイレ

開館時間：午前9時～午後9時30分（12月29日～1月3日は休館）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 130人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

その他：現在、付帯施設の更衣室、観覧所、シャワー室及びトイレの使用は
できません。

⑤ 多目的グラウンド

所在地：矢板市幸岡1955

建物：平成10年建 鉄筋コンクリート

施設構成：野球場兼ソフトボール場2面 バックネット、ダッグアウト
夜間照明8基、男女別トイレ、多目的トイレ

開館時間：午前8時～午後9時（12月29日～1月3日は休館）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 17,868人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

⑥ 野球場

所在地：矢板市幸岡1955

建物：平成18年建 鉄筋コンクリート

施設構成：野球場（中堅122m・両翼97.6m）、バックネット、ダッグアウト、
ブルペン、スコアボード、メインスタンド（11段）、内野席（階段
席7段）、芝スタンド、会議室、本部席、放送室、審判控室、多目
的トイレ、給湯室、シャワー室、倉庫

開館時間：午前8時～午後5時（12月29日～1月3日は休館）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 7,004人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

その他：令和4年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の軟式野球（成年男子）の会場です。国民体育大会の会場として、全国的に愛称の浸透が期待できます。

令和3年には国体のリハーサル大会を、令和4年には国体の本大会を開催しますので、一般の利用が制限される可能性があります。

⑦ プール

所在地：矢板市幸岡1955

建物：昭和58年建 鉄筋コンクリート

施設構成：50mプール 幅21m（9コース） 水深1.3m～1.5m

幼児用プール 幅15m 水深0.1m～0.83m

管理棟（監視室、医務室、男女トイレ、更衣室、倉庫）

開館時間：午前9時～正午 午後1時～午後4時

（利用期間 7月1日～9月10日）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 4,859人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

2 矢板市農業者トレーニングセンター

所在地：矢板市片岡1143番地1

建物：昭和57年建 鉄骨1部2階建

施設構成：アリーナ884㎡（バレーコート2面、バスケットコート1面、ミニバスケットコート2面、バドミントンコート3面）、トレーニングルーム、事務室、倉庫、談話室、男女シャワー室、更衣室、男女トイレ、休憩室

開館時間：午前9時～午後9時30分（火曜日のみ午前9時～午後5時）

（12月29日～1月3日は休館）

利用状況：令和元年度（平成31年度）年間利用者数 12,626人

契約期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

ネーミングライツ料（税込年額）：30万円以上

その他：平成29年度に大規模改修（床の張替え）を実施しました。

スポーツ合宿等で市外の利用者数も増加しています。

令和3年4月1日に条例上の名称が「片岡トレーニングセンター」に変更になります。